

富山市農業委員会の委員の選任等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は法令に定めるもののほか、富山市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任等の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の被推薦者等)

第2条 被推薦者と応募者は、同時になることはできない。

2 現に被推薦者である者が別の者を農業委員に推薦することは、これを妨げない。

(募集の受付期間等)

第3条 募集の受付期間は、閉庁日を含めて28日間とする。

2 募集に当たっては、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 募集人数
- (2) 任期
- (3) 報酬月額
- (4) 業務内容
- (5) 被推薦者及び応募者の資格
- (6) 公募手続き
- (7) 受付期間
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 前項の公表は、富山市公式ホームページ等を通じて、募集の受付の開始2週間前までに行うものとする。ただし、必要があると認めるときは、この期間を短縮することができる。

(推薦手続き等)

第4条 第2条第1項第1号の推薦をする者（以下「推薦者」という。）は、第1号様式（推薦者が個人の場合）又は第2号様式（推薦者が法人又は団体である場合）に次の事項を記載して提出しなければならない。

- (1) 推薦者が個人の場合は、推薦者の「氏名」、「住所」、「職業」、「年齢」及び「性別」
- (2) 推薦者が法人又は団体である場合は、その「名称」、「目的」、「代表者又は管理人の氏名」、「構成員の数」、「構成員たる資格」

及び「その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項」

(3) 被推薦者の「氏名」、「住所」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」及び「農業経営の状況」

(4) 被推薦者が「認定農業者等」であるか否かの別

(5) 推薦の理由

(6) 推薦者が、同一の者について、富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）に推薦しているか否かの別

(7) その他市長が必要と認める事項

2 推薦者は、前項の規定により第1号様式又は第2号様式を提出する場合は、郵送又は持参の方法によらなければならない。

3 推薦者は、第1号様式又は第2号様式の提出にあたり、市長が別に求める書類等がある場合は、これを添付の上提出しなければならない。

（応募手続き等）

第5条 応募者は、第3号様式に次の事項を記載して提出しなければならない。

(1) 応募者の「氏名」、「住所」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」及び「農業経営の状況」

(2) 応募者が「認定農業者等」であるか否かの別

(3) 応募の理由

(4) 応募者が、推進委員に応募しているか否かの別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 応募者は、前項の規定により第3号様式を提出する場合は、郵送又は持参の方法によらなければならない。

3 応募者は、第3号様式の提出にあたり、市長が別に求める書類等がある場合は、これを添付の上提出しなければならない。

（受付状況の公表）

第6条 募集の受付期間の中間及び終了後遅滞なく、富山市公式ホームページを通じて公表するものとする。

2 前項の公表事項は、次のとおりとする。

(1) 第4条第1項及び第5条第1項に掲げる区分（第4条第1項第1号及び第3号並びに第5条第1項第1号に規定する「住所」を除く。）

(2) 被推薦者の数及び応募者の数

(評価会議の委員)

第7条 評価会議（富山市附属機関設置条例（平成27年富山市条例第1号）別表に規定する富山市農業委員会委員評価会議をいう。以下同じ。）の委員は、次の各号に掲げる者を市長が選任する。

(1) 農業委員の選任に関して必要な学識又は経験を有する者

(2) 富山市農業委員の経験者

(評価会議の所掌事務)

第8条 評価会議の委員は、農業委員候補者の選考にあたって、次条の規定による評価項目に基づき、次に掲げる事項について評価し、その結果を市長に報告するものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、市長が必要と認める場合に限る。

(1) 候補者の書類に記載された事項

(2) 候補者の面接に係る事項

(3) その他市長が必要と認める事項

(候補者を評価する項目)

第9条 候補者を評価する項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 農業に関する識見を有しているか

(2) 地域の代表性を有しているか

(3) 農業の振興のための意欲を有しているか

(農業委員候補者の決定)

第10条 市長は、評価会議の評価に基づき、候補者の中から農業委員の選任を行うものとする。

(評価会議の招集)

第11条 評価会議は、必要に応じて、市長が招集する。

2 市長は急を要し、又はその他特別の理由により会議を開くことが出来ないときは、書面決議により、これに代えることができる。

(評価会議の議長)

第12条 評価会議の議長は、会議の委員の互選によりこれを定める。

(秘密の保持)

第13条 評価会議の委員は、評価会議で知り得た個人の情報を漏らして

はならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補充)

第 1 4 条 市長は、罷免、失職又は辞任により農業委員に欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに農業委員の補充に努めるものとする。

2 市長は、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 1 1 条に基づき罷免させたい農業委員があるときは、評価会議に諮問するものとする。

(事務局)

第 1 5 条 評価会議の事務局を、富山市農林水産部農政企画課に置く。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、農業委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。